

<勤務条件>

任用期間	令和 8 年10月1日から令和 8 年10月31日
勤務時間	午前 8 時30分 から 午後 5 時15分（休憩時間 正午 から 午後 1 時） ※ 業務において必要がある場合、時間外勤務が発生する場合があります。
勤務日数	週 3 日以内勤務（勤務日については、相談可）
休日	週休日 ：相談可
給与	日額 9,400 円
手当等	条例等の定めるところにより、時間外勤務手当、通勤手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇 1 日を付与します。 夏季休暇 3 日を付与します。 * 本会計年度中、前の任用時に付与されていた場合は、除く。
社会保険	加入となりません。 （健康保険及び厚生年金保険）
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は翌月15日 (2) 服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 (3) 任用後 1 月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後 1 月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。